

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等が低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者についての介護保険サービスの利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の軽減をおこなったとき、当該社会福祉法人等にその軽減額の一部を補助することによって、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(社会福祉法人等の申出)

第 2 条 利用者負担額の軽減（以下「利用者負担軽減」という。）を実施しようとする社会福祉法人等は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度実施の申出書」（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(軽減対象者)

第 3 条 利用者負担軽減を受けることができる対象者（以下「軽減対象者」という。）は、市民税世帯非課税であって、次の各号の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身者で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減対象サービス及び軽減内容)

第 4 条 軽減対象者が利用者負担軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「軽減対象サービス」という。）は、介護保険法（平成 9 年法律第

1 2 3号。以下「法」という。)に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所介護のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）とする。

2 利用者負担軽減の対象となる費用及び軽減割合は、別表のとおりとする。

3 市長は、利用者負担軽減を行う社会福祉法人等及びその実施する軽減対象サービスについて、大阪府等から送付される資料に基づきその一覧を本市に備え置くとともに利用者又は居宅介護支援事業者等に適宜情報の提供を行うものとする。

（利用者負担軽減制度の申請）

第5条 利用者負担軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽減対象サービスを受ける1週間前までに、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に収入申告書その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項における期限までに申請することができなかった場合において、やむを得ないと認められる事情があり、かつ、当該軽減対象サービスを受けた社会福祉法人等が利用者負担軽減を承認する場合は、申請者は当該軽減対象サービスを利用した後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

3 第1項に規定する収入申告書の対象となる収入は、前年中のものとする。ただし、1月1日から7月31日までの申告にあつては、前々年の収入とする。

（認定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、「社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書」（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）によ

り、当該申請に係る結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、承認の決定をしたときは、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第4号)、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第4号の2)又は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認書」(様式第4号の3)(以下「確認証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

(確認証の有効期限)

第7条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請のあった日が4月1日から7月31日までのときは、当該年度の7月31日までとする。

(確認証の提示)

第8条 軽減対象者は、軽減対象サービスの利用にあたり、あらかじめ利用者負担軽減を行う社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。ただし、申請者であって第6条第1項の決定通知書による通知を受けていない者又は第5条第2項に該当する者は、その旨を当該社会福祉法人等に申し出るとともに、確認証が交付された後速やかに提示しなければならない。

(利用者負担額の支払い)

第9条 軽減対象者は、社会福祉法人等に、確認証に記載された軽減後の利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、軽減対象者が偽りその他不正の行為によって利用者負担軽減を受けたことが判明したときは、当該軽減を行った社会福祉法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該社会福祉法人等に返還させるものとする。

(社会福祉法人等に対する補助)

第11条 市長は、社会福祉法人等が軽減対象者に利用者負担軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該社会福祉法人等に対し軽減した費用の1/2を限度として補助を行う。

(他の事業等との適用関係)

第12条 この要綱の規定に基づく利用者負担軽減は、障害者ホームヘルプ

サービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（平成12年厚生省通知老発第474号別添1）に基づく措置を実施した後の状況に応じて適用するものとする。

2 この要綱の規定に基づく利用者負担軽減は、介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について適用するものとする。

3 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費並びに法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費については、この要綱の規定に基づく利用者負担軽減適用後の利用者負担額について支給するものとする。

（補則）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

（確認証の有効期限の特例）

第2条 平成12年度の申請に限り確認証の有効期限は、第7条の規定にかかわらず、平成13年3月31日とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る軽減対象者の特例)
- 2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「市民税世帯非課税」とあるのは「平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階(法第51条の2第2項第2号に規定する食費の負担限度額が1日につき650円となる者)に該当する者であつて、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項又は第4項の規定が適用される者)及びその者と同一世帯に属する者」と、同項第1号中「150万円」とあるのは「190万円」とする。
(確認証の有効期限の特例)
- 3 平成17年度に承認の決定をし、交付した確認証の第7条の規定の適用については、「5月31日」とあるのは「6月30日」とする。
(平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る別表(第4条関係)の適用の特例)
- 4 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの助成に係る軽減対象とする軽減割合に対する別表(第4条関係)の適用については、同表中「4分の1」とあるのは「8分の1」する。また、当該額が補足給付における基準費用額を上回る場合は、その基準費用額とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定及び様式第4号の2は、平成23年4月1日から適用する。ただし、別表(軽減対象費用の欄の改正規定に限る。)及び様式第4号の改正規定については、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年要綱第41号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(確認証の有効期限の特例)

- 2 平成26年度に承認の決定をし、交付した確認証に関する新要綱第7条の規定の適用については、同条中「6月30日」とあるのは、「7月31日」とする。

(生活扶助基準の改正に伴う特例)

- 3 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特例入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費にかかる利用者負担がなかったもののうち、引き続き新要綱第4条第2項の利用者負担の軽減対象に該当するものについては、別表の軽減割合の規定にかかわらず、軽減割合を居住費以外にかかる利用者負担については、4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については、全額とする。

(社会福祉法人等の申出の特例)

- 4 平成27年度及び平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、新要綱第11条に規定する補助を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合において、実施方法は、この要綱（第11条を除く。）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護	10%の利用者負担額	軽減の程度は、利用者負担の1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。ただし、生活保護受給者及び平成25年生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者の居住費については、利用者負担額の全額とする。
夜間対応型訪問介護		
介護予防訪問介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10%の利用者負担額（利用者負担第2段階の者を除く。）	
通所介護	ア 10%の利用者負担額 イ 食費	
地域密着型通所介護		
認知症対応型通所介護		
介護予防通所介護		
介護予防認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	ア 10%の利用者負担額（利用者負担第2段階の者を除く。） イ 食費 ウ 宿泊費	
介護予防小規模多機能型居宅介護		
短期入所生活介護	ア 10%の利用者負担額 イ 食費 ウ 滞在費	
介護予防短期入所生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者で利用者負担割合が10%の者の利用者負担額（利用者負担第2段階の入所者を除く。） (2) 法施行後の入所者 ア 10%の利用者負担	
介護福祉施設サービス		

	額(利用者負担第2段階 の入所者を除く。) イ 食費 ウ 居住費	
--	---	--

備考

- 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護老人福祉施設サービスの利用者のうち、軽減の対象者は、法施行後の入所者及び旧措置入所者であり、かつ、利用者負担割合が10%の者に限る。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についてのみ軽減対象とする。
- 2 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスの軽減対象費用のうち、食費及び滞在費(居住費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。